

1 フランス

横浜少年鑑別所次長（前研究官） 渡 邊 俊 子
法務省保護局観察課調査官 田 島 佳代子
（前千葉保護観察所統括保護観察官）

目 次

はじめに

第1 フランスの概況・刑事司法制度の概要・犯罪情勢等

1 概況

2 刑事司法制度の概要

3 犯罪情勢等

第2 フランスにおける位置情報確認制度

1 制度導入の背景・歴史

2 固定式電子監視（PSE）制度の概要

3 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）制度の概要

4 実施効果の評価等

5 今後の動向等

おわりに

引用・参考文献

はじめに

本稿では、フランス共和国（以下「フランス」という。）の電子監視による位置情報確認制度の概要を紹介する。

フランスにおいては、1997年に短期拘禁刑犯罪者の拘禁の代替等を目的に、在宅確認型無線電波（RF）方式電子監視措置（*Le placement sous surveillance électronique*、以下この章において「固定式電子監視（PSE）」という。）が導入された。次いで、2005年に性犯罪等の重大犯罪の再犯防止等を目的に、GPSによる人工衛星測位を行う電子監視機器を対象者に装着させ、対象者の移動状況を司法当局が常時把握する移動式電子監視措置（*Le placement sous surveillance électronique mobile*、以下この章において「移動式（携帯型）電子監視（PSEM）」という。）が導入された。

本稿では、まず、フランスの概況及び基本的な刑事司法制度を紹介し、次に、フランスの位置情報確認制度について、導入の経緯、実施要領、運用実績、実施効果、今後の動向等について報告する¹。

なお、本稿の内容は、筆者がフランスを訪問した2010年12月時点のものであること、また、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りしておく。

第1 フランスの概況・刑事司法制度の概要・犯罪情勢等

1 概況²

総人口は約6,500万人（2010年、日本の約2分の1）であり、国土面積は約55万1,500平方キロメートル（フランス本土のみ、日本の約1.4倍）である。国の行政区画は、市町村、郡、県（本土96、海外地域圏4）を包括した広域地方公共団体である26の地域圏（本土22、海外地域圏4）の行政区分に分割されている。

統治機構は共和制で、直接選挙で選ばれる大統領（任期5年）が閣議を主催し、外交・防衛等に強力な権限が与えられている。議会は二院制を採用し、上院に当たる元老院と下院に当たるフランス国民議会がある。

2 刑事司法制度の概要

フランスでは、基本的に、犯罪の構成要件、法定刑等については刑法（*Code pénal*）が、刑事事件手続については、刑事訴訟法（*Code de procédure pénale*、以下この章において「刑事訴訟法」という。）等が規定し、全国統一的な刑事司法制度が設けられている。同国における犯

1 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）に関しては、性犯罪の実情と対策について法務総合研究所が実施した調査報告（法務総合研究所（2008），pp. 5-53）の中に、同国における性犯罪の状況や各種の性犯罪対策の一部としてPSEMを導入した経緯や導入直後の運用状況等の紹介があるので、併せて参照されたい。

2 外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/france/data.html>）Eurostat（<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>）、及び北村（1994）による。

罪は、その重大性に応じ、重罪(**crime**)³、軽罪(**délit**)⁴、違警罪(**contravention**)⁵に区分され、原則として、この犯罪区分に応じて事件捜査、管轄裁判所、裁判手続等が異なる。

刑事司法手続で我が国と異なる点の一つは、事件捜査については予審制度が置かれ、刑罰の種類・執行方法が多様な点である。

予審は、重罪事件では必要的とされているが、軽罪、違警罪では、任意であり、検察官又は附帯私訴原告によって事件付託されることにより予審が係属し、予審判事 (**juge d' instruction**) は、公訴提起の可否を審査して、免訴か管轄裁判所への送致かを決定する。

刑罰に関しては、例えば、短期拘禁刑の弊害を避けるための方策の一つとして、選択刑又は代替刑という制度があり、受刑者に対する措置として「刑罰の修正」がある。選択刑・代替刑は、裁判所が、主として拘禁刑に代えて、公益奉仕労働の刑⁶、日数罰金の刑等を科すことを認めるものである。「刑罰の修正」は、執行刑期2年以下あるいは5年以下で残刑期が2年以下（再犯者の場合はそれぞれ1年以下）の者の就労、学業継続、家族関係の維持等社会復帰の便宜を考慮することにより犯罪者の社会復帰の促進と再犯防止を図る観点から、犯罪者の刑の執行の一部又は全部を社会内で行うものであり、「半自由(**semi-liberté**)⁷」、「外部収容（委託）(**placement à l'extérieur**)⁸」、「固定式電子監視（PSE）(**placement sous surveillance électronique**)⁹」、及び「仮釈放（**Libération conditionnelle**）」を総称して、「刑罰の修正（**Les aménagements de peine**）」という（刑訴法723-19）。

また、行刑施設内外の刑罰の執行については、その調整をする任務を負う刑罰適用判事 (**Le juge de l'application des peines**) が置かれており、施設内処遇では減刑、外出許可等、施設外処遇では、「刑罰の修正」の許諾判断等を行う。

犯罪者の処遇について、矯正・保護¹⁰の分野では、我が国の成人矯正に当たる業務は、司法省行刑局 (**L'administration pénitentiaire, Ministère de la justice**) が所管しており、更生保護に当たる業務は行刑局の社会復帰・保護観察所 (**les Service pénitentiaire d'insertion et de probation, S P I P**) が担当している。

行刑施設には、既決・未決の別、刑期によりいくつか種別があり、「刑罰修正センター (**les centres pour peins aménagements**)¹¹」が置かれている。行刑施設では、「刑の個別化

3 終身刑又は10年以上の懲役又は禁錮で罰せられる。罰金刑や権利剥奪等の補充刑を科すこともできる（刑法131-1、同131-2）。

4 軽罪では、上限を2月とするものから10年とするものまでの拘禁刑、罰金、日数罰金 (**jour-amande**、罰金日数と一日当たりの罰金額が定められ、日数と罰金額を掛け合わせた額を期間満了日に支払う。支払不履行があると、一定期間拘禁される（刑法131-5。）、市民資格研修、公益奉仕労働 (**travail d'intérêt général**、18月内、20時間以上210時間以下、無報酬で、公共機関又は委託機関で労働を行う（刑法131-8。）、権利剥奪（例、自動車の運転禁止等15種）、権利の喪失、賠償及び補充刑を科すことができる（刑法131-3、同131-4）。

5 3,000ユーロ以下の罰金（ただし、初犯の場合は1,500ユーロ以下の罰金）、権利剥奪（運転免許停止等）及び補充刑を科すことができる（刑法131-12、同131-13）。

6 軽罪による拘禁刑を科せられる場合に、拘禁刑に代えて、受刑者が身体の自由を奪われることなく無報酬で公法人等のために一定時間（40時間以上240時間以下、12月を超えない期間内）の労働を履行することを内容とする刑（刑法131-8）。

7 日中は施設外で就労、学業等に従事し、夜間のみ施設（半自由区）で過ごす（刑法132-25、刑訴法723～同723-6）。

8 行刑局が管轄する外部施設あるいは学校、医療機関等に収容（委託）される（刑法132-26、刑訴法723～同723-6）。

9 本稿第2-2参照

10 **Ministère de la justice** (2007), **L'administration pénitentiaire en France**による。なお、司法省は2009年から正式名称を **Ministère de la justice et des Libertés** (司法・自由省) というが、本文では司法省と略記する。

11 「刑罰の修正」を受ける者の準備教育施設で、S P I Pと連携し、被収容者が「刑罰の修正」を受けるようにするために各種のプログラムを提供する。また、「半自由」又は「外部収容（委託）」の対象者を収容・処遇する。

(personnalisation des peins)¹²」の理念の下に、個々の受刑者の資質・態度、社会復帰の可能性を考慮して、作業、学習活動、資格取得、文化・スポーツ活動等が行われている。

社会復帰・保護観察所は、受刑者の社会復帰に資するため、施設内処遇及び社会内処遇における対象者の社会的・教育的施策の継続を目的に、行刑施設の保護観察部門(les comités de probation et d'assistance aux libérés, CPAL)と社会教育部門(les services socio-éducatifs, SSE)を合併し、1999年に創設された。社会復帰・保護観察所は、施設内処遇では、受刑者の社会復帰を容易にするため、資格取得、職業訓練、家族関係の維持・調整、薬害治療教育等の諸活動等を通して受刑者に社会復帰の準備をさせ、社会内処遇では、保護観察付執行猶予(sursis avec mise à l'épreuve)、司法監督(contrôle judiciaire)¹³、公益奉仕労働、仮釈放、半自由、外部収容(委託)、電子監視等の諸施策の執行及び監督を行う。このほか、判決前の社会調査、「刑罰の修正」に関する司法官への意見提出等を行っている¹⁴。

3 犯罪情勢等

(1) 認知・検挙・起訴・裁判¹⁵

2008年に司法警察に認知された道路交通法違反を除く重罪及び軽罪事件は、355万8,329件であり、そのうち133万8,379件が検挙(検挙率37.6%)されている。2004年以降の状況を見ると、認知件数は減少傾向にあり、検挙率は上昇傾向にある。

2008年検察局に係属した事件(472万6,539件)のうち150万411件(係属事件の31.7%)が検察局で処理され、66万8,946件(処理事件の44.6%)が裁判所に起訴されている。起訴事件の内訳は、予審裁判所2万3,409件(3.5%)、少年裁判所5万6,505件(8.4%)、軽罪裁判所53万760件(79.3%)、違警罪裁判所5万8,272件(8.7%)となっている。

裁判所の処理状況を見ると、2008年大審裁判所で有罪とされた者は3,033人(終局処理人員の93.6%、うち未成年者303人)、軽罪裁判所で有罪とされた者は53万2,161人(終局処理人員の95.7%)であった。

(2) 矯正・保護

次頁の1-1-1表は、行刑施設収容人員及び収容率(収容定員当たりの収容人員の比率)の推移を見たものである。フランス行刑施設の収容人員は、近年漸増傾向にあり、2009年末の行刑施設収容人員は約6万6,000人であった。収容率は、近年、約110~120%台で推移しており、高率収容状態が続いている¹⁶。被収容者の年齢は比較的若く、2009年では、30歳未満

12 「裁判所は、法律の定める範囲内において、犯罪の事情と行為者の人格に応じて刑を言渡し、その執行制度を定める。」との法適用理念(刑法132-24)。

13 予審判事又は自由と勾留判事の命令により拘禁に代えてなされる遵守条件付の監視処分。遵守事項には、社会復帰・保護観察所への出頭、指定された人物との接触禁止あるいは指定場所への接近禁止等がある(刑訴法138)。なお、自由と勾留判事(jude des libertés et de la détention)は、保釈と勾留判事、釈放・勾留判事などと訳出されることもある(白取, 2009, p. 330)。

14 Direction de l'administration pénitentiaire (2006), Le service pénitentiaire d'insertion et de probation (SPIP) による。

15 Annuaire statistique de la justice Édition 2009-2010による。

16 欧州評議会の2009年行刑統計(同年9月1日現在)によれば、ヨーロッパ調査対象国の行刑施設収容率平均値は98.4%であり、フランスはヨーロッパ内でも刑事施設の収容率が高い国の一つである。人口10万人当たりの行刑施設収容人口を示す拘禁率では同期で約103であり、同統計調査対象国の平均的水準(平均値約144, 中央値約119)を下回っていた(Aebi, et al., 2011a, p. 26)。

が46.0%、40歳未満では71.9%となっている。

1-1-1表 行刑施設収容人員及び収容率の推移

(2005年～2009年)

区 分	2005	2006	2007	2008	2009	
総数	59,522	60,403	64,003	66,178	66,089	(100.0)
未決	19,732	18,483	16,797	15,933	15,395	(23.3)
既決	39,790	41,920	47,206	50,245	50,694	(76.7)
性別						
男性	57,335	58,163	60,624	63,902	63,814	(96.6)
女性	2,187	2,240	2,379	2,276	2,275	(3.4)
年齢						
16歳未満	71	90	77	57	65	(0.1)
16/17	661	639	650	624	607	(0.9)
18-20	4,817	4,661	4,894	4,886	4,883	(7.4)
21-24	10,154	10,519	10,867	11,480	11,438	(17.3)
25-29	10,883	11,413	12,382	13,212	13,399	(20.3)
30-39	15,373	15,700	16,689	17,143	17,146	(25.9)
40-49	10,075	10,035	10,685	11,069	10,874	(16.5)
50-59	5,246	5,139	5,395	5,242	5,321	(8.1)
60歳以上	2,242	2,207	2,364	2,465	2,356	(3.6)
収容率	113.8	115.4	120.5	119.7	110.9	

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。

2 各年12月31日現在の人員である。

3 () 内は、構成比である。

1-1-2表は、行刑施設被収容者の罪名・刑期別人員の推移を示したものである。

1-1-2表 行刑施設被収容者（既決）の罪名・刑期別人員の推移

(2005年～2009年)

区 分	2005	2006	2007	2008	2009	
総数	39,790	41,920	47,206	50,245	50,694	
罪名						
故殺・謀殺	3,540	3,608	3,628	3,579	3,493	(6.9)
暴行・傷害	7,280	8,588	10,396	11,522	12,491	(24.6)
過失致死傷	2,131	2,218	2,808	2,881	2,735	(5.4)
強姦・性的攻撃	8,529	8,268	8,311	8,108	7,902	(15.6)
売春仲介	111	91	75	72	78	(0.2)
窃盗	6,829	7,545	8,330	9,027	9,034	(17.8)
詐欺・信用侵害・ 隠匿・偽造	2,720	3,112	3,588	3,937	3,985	(7.9)
薬物犯罪	5,718	5,751	6,442	6,990	7,325	(14.4)
その他	2,932	2,739	3,628	4,129	3,651	(7.2)
刑期						
重罪禁錮						
5年以上10年未満	8,219	8,120	8,273	8,306	7,946	(15.7)
10年以上20年未満	189	275	217	227	173	(0.3)
20年以上30年以下	6,066	5,861	5,954	5,900	5,602	(11.1)
終身	1,441	1,461	1,579	1,653	1,650	(3.3)
523	523	523	526	521	521	(1.0)
拘禁刑(10年以下の拘禁刑)	31,565	33,796	38,928	41,937	42,743	(84.3)
6か月未満	5,470	7,746	8,767	9,086	8,882	(17.5)
6か月以上1年未満	6,676	7,395	8,604	8,336	8,563	(16.9)
1年以上3年未満	8,810	8,445	11,025	13,716	14,174	(28.0)
3年以上5年未満	4,486	4,295	4,644	5,103	5,628	(11.1)
5年以上	6,123	5,915	5,888	5,696	5,496	(10.8)
滞納留置	6	4	5	2	5	(0.0)

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。

2 各年12月31日現在の人員である。

3 () 内は、構成比である。

罪名別の構成比では、対人暴力犯罪（暴行・傷害や性犯罪）による受刑者の構成比が比較的高い点が目立っている¹⁷。刑期については、全般に刑期の短い者が多く、2009年では、3年未満の拘禁刑が62.4%を占めていた。

1-1-3表 収容期間別行刑施設出所人員
(2009年)

区 分	人 員	
総 数	84,443	(100.0)
収容期間		
1月未満	5,008	(5.9)
3月未満	7,089	(8.4)
6月未満	14,023	(16.6)
1年未満	20,422	(24.2)
3年未満	25,323	(30.0)
5年未満	6,365	(7.5)
10年未満	3,785	(4.5)
10年以上	2,428	(2.9)

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。
2 () 内は、構成比である。

1-1-3表は、2009年における行刑施設出所者の収容期間別人員を見たものである。出所者の累計を見ると、半数以上の者が1年未満の比較的短期間で施設を出所している。

1-1-4表は、短期拘禁刑対象者の拘禁代替又は早期釈放のための措置の一つである「刑罰の修正」の運用状況を見たものである。

2009年の「刑罰の修正」の3区分では、外部収容（委託）が約3,000人弱、半自由が約5,500人、在宅状態を確認する固定式電子監視（PSE）は、最も多く適用されており、年間約1万4,000人に及んでいる¹⁸。

1-1-4表 刑罰の修正の運用状況

(2009年)

区 分	外部収容（委託）		半自由		固定式電子監視（PSE）	
総数	2,890	(100.0)	5,578	(100.0)	13,994	(100.0)
措置時						
判決宣告	-		119	(2.1)	304	(2.2)
拘禁当初	678	(23.5)	2,074	(37.2)	7,652	(54.7)
刑執行中	2,212	(76.5)	3,385	(60.7)	6,038	(43.1)
性別						
男性	2,803	(97.0)	5,479	(98.2)	13,383	(95.6)
女性	87	(3.0)	99	(1.8)	611	(4.4)
年齢						
18歳未満	62	(2.1)	9	(0.2)	41	(0.3)
18-24	673	(23.3)	1,753	(31.4)	3,409	(24.4)
25-29	614	(21.2)	1,397	(25.0)	3,285	(23.5)
30-39	760	(26.3)	1,428	(25.6)	3,611	(25.8)
40-49	536	(18.5)	733	(13.1)	2,327	(16.6)
50歳以上	243	(8.4)	246	(4.4)	1,312	(9.4)
年齢不詳	2	(0.1)	12	(0.2)	9	(0.1)

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。
2 () 内は、構成比である。

17 国によって犯罪の定義や犯罪統計の集計方法が異なるため国際比較には注意を要するが、フランスの暴行・傷害24.5%、強姦・性的攻撃15.5%という構成比は、欧州評議会行刑統計の調査対象国の中でも比較的高い（Aebi, et. al., 2011a, p. 70 参照）。

18 欧州評議会の行刑統計（社会内処遇編）によれば、2009年時点で、ヨーロッパ地域で電子監視実施状況について統計報告を行った国は13か国あり、このうちフランスの電子監視実施人員は第1位の英国に次いで2番目に多い国であった（Aebi et al., 2011b, p. 33）。

1-1-5表は、社会復帰・保護観察所の2009年末現在の係属事件を区分別に見たものである。総数約18万7,000件の全事件中、保護観察付執行猶予は、全体の約76%を占め、これに次いで公益奉仕労働約15%、仮釈放約4%、司法監督約2%などとなっている。

1-1-5表 社会復帰・保護観察所（SPIP）係属事件

(2009年12月31日現在)

区 分	件 数		平均係属期間（月）
総数	186,600	(100.0)	17.5
仮釈放	7,023	(3.8)	12.5
保護観察付執行猶予	141,156	(75.6)	21.1
公益奉仕労働	27,501	(14.7)	11.9
司法監督	3,697	(2.0)	16.0
居住制限	717	(0.4)	-
観察付宣告延期	189	(0.1)	8.8
その他	6,317	(3.4)	-

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。

2 ()内は、構成比である。

第2 フランスにおける位置情報確認制度

1 制度導入の背景・歴史

フランスにおいて「電子監視」制度の議論がなされたのは、1989年に当時の法務大臣が「監獄の公的事業の近代化 (La modernization du service public pénitentiaire)」という報告書の中で取り上げたことが最初とされるが、当時は余り注目されなかったという。1995年、再犯防止の議論の中で再び「電子監視」が取り上げられ、1997年、「電子監視の導入に関する法律」(1997年12月19日の法律第1997-1159号)をもって位置情報確認制度の法的根拠が成立した。同法により、1年以下¹⁹の拘禁刑に該当する者に対する拘禁代替の刑として電子監視措置が、刑訴法の中に規定された。この時点で試行的に導入された電子監視の方式は、無線電波(RF)方式を用いた在宅確認型の電子監視(固定式電子監視(PSE))であった。この方式の電子監視は、再犯の防止と拘禁刑の弊害を回避するための新しい「刑罰」の一つとして位置付けられ導入されたものである²⁰。

一方、性犯罪を繰り返す犯罪者の処遇について世界的レベルで問題になる中、フランスにおいても性犯罪者を含めた再犯者の処遇が問題となり、2005年、再犯者をより厳格に処罰すると同時に、再犯を効果的に防止し被害者保護を図るという2点に重点を置いた対策の一つとして、「累犯者処遇に関する2005年12月12日の法律(法律第2005-1549号)」の中に、移動式(携帯型)電子監視(PSEM)に関する規定が盛り込まれるに至った²¹。こうした経過をたどり、現在のフランスでは、固定式電子監視(PSE)と移動式(携帯型)電子監視(P

19 現在は2年以下となっている(後述)。

20 本節の要旨は、中田(2006, pp. 34-35)による。

21 末道(2007)。なお、網野(2006)によれば、移動式の導入に当たり、政府はアメリカ合衆国フロリダ州等の調査を行い、導入の効果に一定の限界があることを認めながらも、導入積極論を打ち出したという。

SEM) の両方式による電子監視が犯罪者処遇に適用されている。

2-1-1表は、フランスの位置情報確認制度導入の歴史を概観したものである。

2-1-1表 フランスにおける位置情報確認制度導入の歴史

1997	自由拘束の弊害を回避することで対象者の社会復帰を促進するとともに、再犯防止を図ることを目的に、短期拘禁刑の代替として固定式電子監視措置 (PSE) を法制化 ²² 。
2000	固定式電子監視 (PSE) の試験的運用を4地域で開始。
2002	固定式電子監視 (PSE) が未決の予審対象者にも適用可能となる ²³ 。
2004	固定式電子監視 (PSE) 全国実施 ²⁴ 。
2005	再犯防止及び被害者保護を図る目的で、社会司法追跡調査 (suivi socio-judiciaire)、仮釈放 (libération conditionnelle)、司法監視 (surveillance judiciaire) に、移動式 (携帯型) 電子監視 (PSEM) を導入 ²⁵ 。
2006	移動式 (携帯型) 電子監視 (PSEM) の試験的運用を2地域で開始。
2008	移動式 (携帯型) 電子監視 (PSEM) が保安監視 (surveillance de sûreté) 及び保安留置 (rétention de sûreté) の外出許可時の保安処分としても適用可能となる ²⁶ 。 移動式 (携帯型) 電子監視 (PSEM) 全国実施。
2009	電子監視付居住指定 (l'assignation à résidence) を導入 ²⁷ 。

2 固定式電子監視 (PSE) 制度の概要

(1) 目的等

固定式電子監視 (PSE) は、対象者に一定時間、一定場所に滞在することを義務付け、居宅滞在状態の位置情報確認を電子監視により行うものである。

有罪が確定した受刑者の場合、固定式電子監視 (PSE) は、短期拘禁刑の自由拘束による弊害の回避、再犯防止の強化及び対象者の社会内生活維持による社会復帰の促進を目的とした制度とされており、「刑罰の修正」の一つとして位置付けられている。

一方、被疑者の場合は、予審の必要性又は保安処分として、司法監督の義務事項の履行を強化することがねらいとされている。

(2) 適用区分等

固定式電子監視 (PSE) が適用されるのは、次の場合であり、いずれの区分においてもその適用に当たっては、本人の同意が必要とされる。

ア 判決裁判所による拘禁刑の代替 (刑法132-26-1)

2年以下 (再犯の場合1年以下)²⁸の拘禁刑に処せられた者を、判決裁判所が拘禁に代えて固定式電子監視に付すもの。同刑期の執行猶予者 (保護観察付を含む。) にも適用できる。

イ 刑罰適用判事による拘禁刑の代替 (刑訴法723-7)

22 1997年12月19日付け法律第1997-1159号による。

23 2002年9月9日付け法律第2002-1138号による。

24 2004年3月9日付け法律第2004-204号 (Perben II法) による。

25 2005年12月12日付け法律第2005-1549号による。

26 2008年2月25日付け法律第2008-174号による。

27 2009年11月24日付け法律第2009-1436号による。

28 2009年11月24日付け法律第2009-1436号により、刑法132-26-1条が改正される以前は、初犯・再犯を問わず、対象刑期は1年以下であった。

判決裁判所が2年以下の拘禁刑（再犯の場合1年以下）²⁹を宣告し、それが執行されていない段階で、刑罰適用判事がそれに代えて固定式電子監視に付すもの。

ウ 残刑期の代替（刑訴法723-7）

拘禁刑が執行され、残刑期が2年以下（再犯の場合1年以下）³⁰の者について、刑罰適用判事がその残刑期に代えて固定式電子監視に付すもの。

エ 仮釈放の条件（刑訴法723-7）

仮釈放を受けた者について、1年を超えない範囲で刑罰適用判事が固定式電子監視に付すもの。

オ 「半自由」及び「外部収容（委託）」の代替（刑訴法723-7-1）

「半自由」及び「外部収容（委託）」に代えて固定式電子監視に付すもの。

前記ア～オについて、対象者は次の4つの実施要件のいずれかを証明できなければならない（刑法132-26-1）。

- ・ 社会復帰のための学校教育あるいは職業訓練を受けていること
- ・ 就労していること（定職又は臨時雇用）
- ・ 家族生活に中心的な役割があること
- ・ 薬物又はアルコール依存等で治療の必要があること

カ 受刑者の早期釈放（刑訴法723-28）³¹

刑期終了日の6か月前に「刑罰の修正」の適用がない場合、5年以下の拘禁刑受刑者については残刑期の4月、6月以下の拘禁刑受刑者については残刑期の3分の2を固定式電子監視（PSE）で執行するもの。ただし、機器装着・設置の支障、本人拒否、対象者の資質に問題あり、再犯可能性が大のいずれかの理由により措置不適と判断された場合は、固定式電子監視の対象から除外される。本措置が採られない場合、対象者は、刑罰適用判事に申立てができ、対審弁論を経て同判事が裁定を下す。

キ 未決の予審対象者の電子監視付居住指定（*assignation à residence avec surveillance électronique*）³²（刑訴法137条）

電子監視付居住指定は、「予審判事又は自由と勾留判事が定めた条件に従い、決められた時間以外は居宅又は指定された場所を離れてはならない。」とする義務の遵守状況を電子監視により確認するものである。予審の必要性又は保安処分として、予審判事又は自由と勾留判事は、司法監督（*contrôle judiciaire*）³³の義務事項を課すことができるが、この措置だけでは

29 2009年11月24日付け法律第2009-1436号により、刑訴法723-7条が改正される以前は、初犯・再犯を問わず、対象刑期は1年以下であった。

30 同上。

31 2009年11月24日付け行刑法第2009-1436号84条で導入され、2011年1月1日から施行されている。

32 2009年11月24日付け行刑法第2009-1436号71条及び93条で、刑訴法138条が改正され、同法に142-5～142-13条が増設され、電子監視付居住指定が規定された。

33 司法監督は、軽罪拘禁刑又はそれ以上の罪に当たる被疑者に対し、予審判事又は自由と勾留判事が命じることができるもので、被疑者に義務事項を課して保釈するものである。義務事項には、①就労継続、②薬物・アルコール治療、③家族扶養、④被害弁償、⑤運転免許取消し、⑥特定の場所への立ち入り制限、⑦特定の人との接触制限、⑧未成年者と常時接触するような活動の制限等があり（刑訴法138）、義務事項に違反した場合は、勾留することができる（刑訴法141-2、同142-8）。

不十分な場合、電子監視付居住指定を措置することができる。この措置は、2年の軽罪拘禁刑又はそれ以上の罪の未決の予審対象者に、本人の同意又は請求により、予審判事又は自由と勾留判事が命じることができる（刑訴法142-5）。

なお、この場合、電子監視は、通常、固定式電子監視（PSE）で行われるが、7年以上の拘禁刑で社会司法追跡調査が付加される犯罪で未決の予審対象者となっている者については、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）を命じることができる（刑訴法142-5）。

（3）措置適用の事前準備

措置の適用に当たっては、次の条件を満たす必要があり、社会復帰・保護観察所職員が事前に調査する（刑訴法723-7，同723-7-1，同R57-13，同R57-14）。

- ・ 固定された住居(家族，親族，社会復帰施設等)があること。
- ・ 居住地で監視機器が正常に作動すること。
- ・ 同居人(保護者，パートナー，友人等)がいる場合は，その者の同意を得ること。
- ・ 借家の場合は大家の同意があること。

（4）措置内容・対象者の義務等

対象者は、位置情報が確認できる発信機を装着し、許可された時間以外は居住地又は指定された場所を離れてはならないこととされ、公的監督機関の召喚にいつでも応じなければならない（刑法132-26-2）。就労継続，定住場所の確保，薬物治療等の医療措置，家族関係の維持等の義務事項³⁴が付加されることもある（刑法132-26-3，同132-43～132-46，刑訴法723-10，同138）。また，対象者は社会復帰のための公的援助を受けることもできる（刑法132-26-3，同132-43，同132-46）。

滞在指定場所，外出禁止等に係るタイムスケジュール，義務事項の付加等の執行条件の設定は，措置の適用区分によって，刑罰適用判事（前記ア～オの場合），社会復帰・保護観察所長（前記カの場合）又は予審判事・自由と勾留判事（前記キの場合）が定めるものとされる（刑訴法723-7-1，同723-28，同142-5）。また，措置条件は，監督機関又は本人の申出により，前記ア～オの場合は，刑罰適用判事が（刑訴法723-11），前記カの場合は，義務事項の付加については共和国検事が，タイムスケジュールの変更については，社会復帰・保護観察所長が（刑訴法D147-30-42），被疑者の場合，自宅又は指定場所における所在時間帯は，予審判事の同意を得た上で，行刑施設長又は社会復帰・保護観察所長が変更可能である（刑訴法142-9）。なお，条件変更はいつでも可能である。

措置期間は，有罪確定者では，「刑の代替」の場合は，代替される刑期（刑法132-26-1），早期釈放の場合は，残刑期（刑訴法723-7，同723-28），被疑者の場合は6か月以内で，裁判官が定めた期間であり，2年を超えない範囲で6か月ごとに更新が可能である（刑訴法142-7）。

34 有罪確定者に課すことのできる義務事項には次のようなものがある。①保護観察官の訪問を受け入れ，生活状況や義務履行状況の資料を保護観察官に提示する。②保護観察官に職業の変更をあらかじめ通知する。③保護観察官に住所変更及び15日を超える外出についてはあらかじめ連絡し，外出からの帰宅について報告する。④外国旅行，義務履行に障害を来す住所変更，職業変更についてあらかじめ刑罰適用判事の許可を取る（刑法132-44）。有罪者，被疑者共通の義務事項は，①就労継続，②薬物・アルコール治療，③家族扶養，④被害弁償，⑤運転免許取消し，⑥特定の場所への立ち入り制限，⑦特定の人との接触制限，⑧未成年者と常時接触するような活動の制限等（刑法132-45，刑訴法138）。

(5) 実施体制 (刑訴法723-9, 同R57-10~R57-30)

ア 位置情報確認の方法

対象者の監督は、予審判事、自由と勾留判事又は刑罰適用判事の権限であるが、監視実務は、社会復帰・保護観察所が所管している。

位置情報の確認は、無線電波 (RF) 方式による。対象者は、本人識別信号を発信する電子ブレスレット (長さ72ミリメートル, 幅35ミリメートルの発信機に幅18ミリメートルのバンドが取り付けられている。重さ70グラム。写真参照) を足首に装着し、ブレスレットから発信される無線信号を住居に設置された受信機 (ホームモニタリングユニット。写真参照) が受信し、在宅の有無を電話回線経由でモニタリングセンターのコンピュータが監視する。対象者への電子ブレスレットの着脱は施設職員が行い、監視機器の提供、指定場所への受信機の設置、モニタリングは委託業者 (訪問時点では、Guidance Monitoring社³⁵) が行っている。指定された時間帯に対象者が指定場所を離れたり、機器に損傷を加えると、モニタリングセンターから行刑施設内の監視センターへ警報が伝達され、監視職員が対象者宅に架電又は訪問等を行って状況を確認する。



受信機
(Home Monitoring Unit)



電子ブレスレット (発信機)
(PID, Personal Identification device)

条件遵守状況確認等は、社会復帰・保護観察官が電話、訪問、社会復帰・保護観察所への召喚等の適宜の方法で行うこととされている。社会復帰・保護観察所への出頭回数は週1回、月1回とケースによって様々である (行刑局実務担当者の説明による。)

イ 違反時の対応

固定式電子監視 (PSE) 取消理由 (刑訴法723-13) は、①禁止事項ないし義務事項の不遵守、②顕著な不品行、③特別遵守事項不遵守、④新たな有罪判決、⑤遵守事項修正拒否、⑥対象者からの申出、である。

不在や機器の不具合により、警報が発せられると、社会復帰・保護観察所職員が電話か家

35 Guidance Monitoring 社は、英国ライチェスターに本社がある企業であるが、同社は、2011年、英国G4S社に買収され、その傘下に入っている。

庭訪問により違反の有無を確認することになっているが、実際は対象者宅を訪問して確認することはなく、緊急時は警察に連絡を取り、警察が確認を行うとのことである（行刑局実務担当者による。）。

違反があった場合は、措置の一部又は全部が取り消され、勾留又は拘禁されることがある（刑訴法142-8，同723-13）。

2-2-1表は、以上に解説した固定式電子監視制度の概要をまとめたものである。

2-2-1表 固定式電子監視（PSE）の概要

対象者	要件	措置権者	対象者の選定	根拠法令
2年以下（再犯1年以下）拘禁刑の代替	①社会復帰のための学校教育又は職業訓練の受講，②就労，③家族の扶養，④薬物依存等の治療のうち、いずれかを証明できること，及び本人の同意	判決裁判所・ 刑罰適用判事	社会復帰・保護観察所の調査資料等を精査し，対審弁論を経て措置権者が決定する。	刑法132-26-1， 刑訴法723-7，723-7-1
拘禁刑残刑期2年以下（再犯1年以下）の代替		刑罰適用判事		刑法132-26-1， 刑訴法723-7
仮釈放に1年を超えない範囲で付与		刑罰適用判事		刑法132-26-1， 刑訴法723-7
「半自由」，「外部収容（委託）」の代替		刑罰適用判事		刑法132-26-1， 刑訴法723-7
5年以下の拘禁刑受刑者の残刑期4月，6月以下の拘禁刑受刑者の残刑期の3分の2を固定式電子監視（PSE）で執行	措置不適理由（機器設置に支障あり，本人拒否，対象者の資質に問題あり，再犯可能性大）がないこと	共和国検事	社会復帰・保護観察所長が要件充当事者名簿を作成し，措置権者が可否を判断	刑訴法723-28， 同D147-30-19～ 同D147-30-48
2年の軽罪拘禁刑又はそれ以上の罪に当たる犯罪の被疑者で措置された司法監督の義務事項に違反した者	本人の同意又は請求	予審判事・自由と勾留判事	予審の必要性から措置権者が判断	刑訴法142-5～6
執行準備				
機器作動確認，同居者の同意，指定場所所有者の同意確認。 措置期間，指定場所，タイムスケジュールの設定。 義務事項付加（任意）。				刑訴法723-7， 同R57-13～14 刑訴法723-7-1 刑訴法723-10
位置情報確認				
無線電波（RF）方式 本人識別番号を発信する電子ブレスレットと居宅に設置された受信機で在宅の有無を確認。 不在や機器の損傷等不具合があると，行刑施設内の監視センターに警報が発せられ，措置違反の有無が確認される。				刑訴法723-7-8 刑訴法R57-11
監視要領				
モニタリングは民間委託 義務事項の遵守状況の確認は社会復帰・保護観察所職員が電話，訪問，召喚等の方法で行う。				刑訴法723-8 刑訴法R57-19， 同R57-21～22 刑訴法723-11， 同142-8～9
措置の決定，取り消し，義務事項の付加，修正は，措置権者，行刑施設長（措置権者の同意による）又は社会復帰・保護観察所長により可能。				
措置取消要件・措置				
取消要件は，義務事項の不遵守，顕著な不品行，新たな有罪判決，義務事項修正拒否，対象者の申出違反があった場合，措置の一部又は全部が取り消され，勾留又は拘禁されることがある。				刑訴法723-13， 同142-8

（6）運用実績

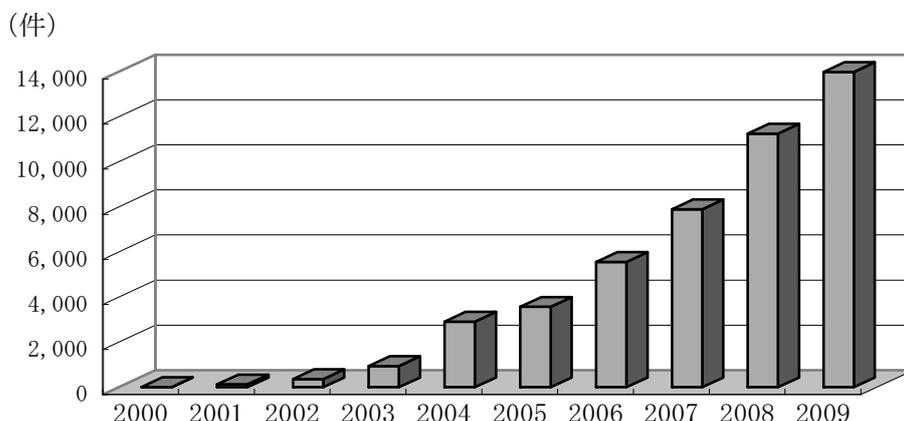
次頁の2-2-2図は、固定式電子監視（PSE）の年間適用件数の推移を見たものである。試行が開始された2000年はわずか13件であったが、全国展開された2004年には、2,915件と大幅に適用が拡大し、2009年には延べ1万3,994件に達した。2010年11月1日現在では延べ5,050件であった。これは前年同期（2009年11月1日現在）の4,227件と比べて19.5%の増加である。

平均使用期間は、約100日（3か月9日）である。固定式電子監視（PSE）適用対象者は2000年の制度導入以来年々増加し、刑務所収容人員削減に寄与するとの期待が持たれている。

刑務所収容コストが、一人1日当たり75ユーロ（約9,000円、1ユーロ=121円の場合）に対し、固定式電子監視（PSE）は13ユーロ（約1,600円）であり、拘禁よりコストがかなり低い。なお、措置に伴う本人の費用負担はない。

2-2-2図 PSEの年間適用件数の推移

(2000年度～2009年度)



注 フランス司法省資料による。

3 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）制度の概要

(1) 目的等

2005年の「再犯者の処遇に関する法律」（2005年12月12日付け法律第2005-1549号）の成立に伴い、出所後の性犯罪者の再犯防止及び被害者保護を図る目的で導入された制度であり、2006年から運用が開始された。現行の移動式（携帯型）電子監視（PSEM）は、性犯罪者等一定の重大事犯者に科せられる保安処分（*mesure de sûreté*）であり、対象者の位置情報の特定や移動履歴の確認、対象者に課せられた義務・禁止事項の遵守状況確認及び違反行為の発見等を装置装着によって行うものである。

(2) 適用区分等

電子監視装置装着措置の対象となるのは、以下の区分の処分に付された者であり、適用に当たってはいずれの区分においても、危険性や再犯可能性に係る鑑定及び本人の同意が必要とされ、移動式電子監視の措置が対象者の再犯防止に不可欠であるとの裁判所の判断が不可欠である。

ア 社会司法追跡調査（suivi socio-judiciaire, S S J）（刑法131-36-1）

S S Jは、「性犯罪の防止及び鎮圧並びに未成年者の保護に関する1998年6月17日付け法律第1998-468号³⁶」により導入された新しい形態の補充刑³⁷であり（刑法131-36-1～131-36-8、刑訴法763-1～763-9）、対象者に対し、拘禁刑の終了後の一定期間、刑罰適用判事の監督下

36 Loi n° 98-468 du juin 1998 relative à la prevention et à la répression des infractions sexuelle ainsi qu' à la protection des mineurs

37 被告人を有罪と認めたときに必ず言い渡さなければならない主刑（*peine principal*）に加えて言い渡される刑であり、没収のような必要的補充刑と滞在禁止（*interdiction de séjour*）のような裁量的補充刑がある。なお、軽罪の場合、S S Jを主刑として科すことも可能である（刑法131-36-7）。

で再犯防止のための監視と援助を受けることを義務付けるものである（刑法131-36-1）³⁸。適用区分は、当初性犯罪に限定されていたが、2005年に故殺、謀殺等生命に対する故意の侵害行為にまで範囲が拡張された。S S Jが科せられる期間は、軽罪で10年、重罪で20年、30年の懲役刑の場合は30年、無期刑の場合³⁹は終身である（刑法131-36-1）。

S S Jに移動式電子監視（P S E M）の条件が付加される要件等は以下のとおりである。

（ア）適用対象者の要件等

以下の3つのいずれかの要件を満たす者が、適用を考慮される対象者である。

- ・ 7年以上の拘禁刑に処せられた者（刑法131-36-10）
- ・ 再犯者で、新たに5年以上の重罪又は軽罪に当たる犯罪を犯した者（刑法131-36-10）
- ・ 配偶者（内妻・元配偶者を含む。）あるいはその子どもに対する暴力・脅迫を犯し、5年以上の拘禁刑に処せられた者（刑法131-36-12-1）

なお、S S Jへの移動式電子監視（P S E M）は、2005年12月12日付け法律第2005-1549号の発効日である2005年12月14日以降に行われた犯罪について適用されている（刑訴法D147-31-1）。

（イ）措置適用の決定

以下の3つの場合がある。

- ・ 有罪判決言渡し時に判決裁判所が命じるもの（刑法130-36-10）
- ・ S S Jの新たな義務事項として刑罰適用判事が命じるもの（刑訴法763-3）
- ・ S S Jの実施中に刑罰適用判事が命じるもの（刑訴法R61-33）

（ウ）対象者の選定手続

前記のとおり、移動式（携帯型）電子監視（P S E M）の適用に当たっては、対象者の危険性と再犯可能性を証明しなければならないので、有罪判決宣告時に判決裁判所によりS S Jが命じられた場合、対象者はその後、危険性と再犯可能性に関する審査を受けることになる。この審査は、受刑者の釈放の少なくとも1年前に、刑罰適用判事により、医学鑑定のほか、各種検査、聴聞、捜査等あらゆる調査により、また被害者の状況や市民感情にも配慮して行われる（刑訴法763-10）。また、刑罰適用判事は、審査に当たり「学際的保安処分委員会（*commission pluridisciplinaire des mesures de sûreté*）⁴⁰」に意見を求めることができ

38 監視方法として、次のような義務事項を課す。①刑罰適用判事又は保護観察官の召喚に応じる。②保護観察官の訪問を受け入れ、生活状況や義務履行状況の資料を保護観察官に提示する。③保護観察官に職業の変更をあらかじめ通知する。④保護観察官に住所変更及び15日を超える外出についてはあらかじめ連絡し、外出からの帰宅について報告する。⑤外国旅行、義務履行に障害を来す住所変更、職業変更についてあらかじめ刑罰適用判事の許可を取る（刑法132-44）。また、これに加え、①特定の場所への立入制限、②特定の人物との接触制限、③未成年者と常時接触するような活動の制限等のうち一つ又は複数課すことができる（刑法132-45）。また、治療命令（*injonction de soins*、公衆衛生法（*code de la santé publique*）L3711-1）が課されることもある。

39 無期懲役にも仮釈放が適用され（18年間の保安期間の制限（刑訴法729））、仮釈放においてはS S Jの適用がある（刑訴法731-1）。

40 全国8箇所を設置され、広域地域専門裁判所と同じ管轄地域を有し、各管轄地の控訴院長を長として県知事、行刑管区長、精神科医、心理専門家等で構成され、受刑者の危険性審査のため刑罰適用判事または共和国検事が召集した場合に業務を行う。対象者について、医学鑑定等あらゆる手段で審査を行うが、必要時は対象者を召喚することもできる。委員会は3か月以内に意見を提出することになっている（刑訴法R61-7～同R61-11）。委員会の日本語訳は、末道康之「フランスの再犯者処遇法について」（南山大学ヨーロッパ研究センター報第13号）による。

(刑訴法763-10), 求意見をした場合, 刑罰適用判事は委員会の意見表明を待つて危険性の判断を行うこととされているが, 委員会意見は同判事の決定を拘束するものではない。

移動式(携帯型)電子監視(PSEM)の適用は, 対象者が選定された後, 弁護人同席の対審弁論を経て刑罰適用判事によって決定され, 措置期間が定められる(刑訴法763-10)。

また, 措置適用には, 本人の同意が必要だが, 拒否した場合は, 軽罪について3年, 重罪について7年を超えない範囲で収監され得ることが告知される(刑法131-36-12, 刑訴法763-10)。

刑罰適用判事が移動式(携帯型)電子監視(PSEM)を命じる場合も, 前記と同じ手続が採られる。

(エ) 措置期間

SSJが当該対象者に措置された期間の範囲内で, 移動式(携帯型)電子監視(PSEM)の措置期間が決定される。期間の上限は2年であり, 軽罪について1回, 重罪について2回, 期間の更新ができる(刑法131-36-12, 刑訴法763-10)。更新に当たっては, 措置決定時と同様の手続が必要とされる。

イ 仮釈放(刑訴法731-1, D. 539)

仮釈放は, 拘禁受刑者に社会復帰と再犯防止のため, 拘禁刑執行途中に刑の執行を仮に免除し, 仮釈放の取消しがなければ, 刑の執行を終了したものとする措置(刑訴法729)である。

移動式(携帯型)電子監視(PSEM)は, 下記対象者に対し, 仮釈放の開始時あるいは実施期間中に行うことができ, 刑罰適用判事が決定する。

(ア) 適用対象者の要件等

- ・ 社会司法追跡調査の対象となる犯罪で7年以上の拘禁刑に処せられている者
- ・ 配偶者(内妻・元配偶者を含む。)あるいはその子どもに対する暴力・脅迫を犯し, 5年以上の拘禁刑に処せられた者

(イ) 選定手続等

対象者の選定手続は, 適用の可否の審査の開始時期について制限がない以外は, SSJと同じである。また, 措置の期間は仮釈放期間を超えない範囲で決定され, その上限と更新回数はSSJの場合と同じである。移動式(携帯型)電子監視(PSEM)の付加には対象者の同意を必要とするが, 拒否した場合は, 仮釈放が取り消されることがある。

ウ 司法監視(刑訴法723-29)

司法監視は, 下記対象者の再犯を防止するために, 刑務所釈放後, 刑の執行の減輕の期間, 刑罰適用判事の監督の下で監視されるものである(刑訴法723-29)。この場合, 移動式(携帯型)電子監視(PSEM)を司法監視の義務事項の一つとして, 司法監視開始時又は監視途中に措置することができる⁴¹(刑訴法723-30, 同723-34)。また, 司法監視に付加された義務事項に違反があった場合, 刑の減輕された期間の一部又は全部が取り消され, 取消し期間に

41 司法監視は, 刑罰ではなく, 明確に保安処分として分類されており, 社会内司法追跡調査が施行される前に重罪又は軽罪により刑務所に収容されていた受刑者に社会内司法追跡調査が適用できないためその代替としての暫定的処分として機能しているものという(末道, 2006)。司法監視には, 移動式電子監視(PSEM)の他に刑法132-44, 同132-45に規定する遵守事項, 治療命令(性犯罪者の薬物療法を含む。), 電子監視付居住指定を義務事項として課すことができる。

相当する期間収監される場合があるが、まだ移動式（携帯型）電子監視（PSEM）が措置されていないならば、刑の減軽された期間の一部又は全部を取り消すことなく、収監の代わりに移動式（携帯型）電子監視（PSEM）を義務事項として課することもできる（刑訴法732-35, 刑訴法D147-43, D147-44）。

（ア）措置対象者の要件等

- ・ S S J が科され得る重罪又は軽罪で7年以上の拘禁刑に処せられた者
- ・ 法的に累犯認定された者で重罪か軽罪を犯し、5年以上の拘禁刑に処せられたもの

（イ）選定手続等

対象者の選定手続は、適用の可否の審査の開始時期について制限がない以外は、S S J と同じである。また、措置の期間は減軽された刑期を超えない範囲で決定され、上限と更新回数はS S J の場合と同じである。移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の適用には、本人の同意を必要とするが、拒否した場合は、義務事項に違反したときと同様、減刑期間の一部又は全部が取り消され、取消し期間に相当する期間収監されることもある（刑訴法723-35）。義務事項の変更はいつでも行うことができ、減軽された刑期を超えない範囲で義務を付加する期間を延長することもできる（刑訴法723-34）。

エ 保安監視（刑訴法706-53-19）

保安監視は、下記の犯罪者が、刑期終了後もなお、その極めて重い人格障害のために再犯の危険性が極めて高いと判断される場合、刑期終了後の一定期間、危険性を除去するための治療命令及び監視のための移動式（携帯型）電子監視（PSEM）により社会内で引き続き監視する措置である。

（ア）措置対象者の要件等

- ・ 未成年者に対する殺人、強姦等一定の凶悪犯罪で15年以上の有期懲役を受けた者

（イ）選定手続等

措置期間は2年間であり、更新が可能である。更新回数に制限はない。措置の適用に当たり、その当否の意見照会は「学際的保安処分委員会」に付託して行わなければならないとされ、措置の決定は、地方保安監視裁判所で行われる（刑訴法706-53-19）。

この措置は、保安留置⁴²の終了後に付加する場合（刑訴法706-53-19）と、S S J 又は司法監視の終了後に付加する場合（刑訴法723-37, 同763-8）とがある。保安監視の場合も、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の付加には、本人の同意を必要とするが、拒否した場合は、保安社会医療司法センター（centre socio-médico-judiciaire de sûreté）に3月を超えない範囲で留置することができる（刑訴法706-53-19）。

オ 保安留置が適用されている者の外出時の義務事項としての付加（刑訴法706-53-22）

刑罰適用判事は、留置されている者の家族関係を維持するため、あるいは、留置終了の準備のために、留置者に移動式（携帯型）電子監視（PSEM）を付して1日以上の外出許可

42 未成年者に対する殺人、強姦等一定の凶悪犯罪で15年以上の有期懲役を受けた犯罪者が刑期終了後もなお、その極めて重い人格障害のために再犯の危険性が極めて高いと判断された場合、犯罪者を一定期間、刑期終了に引き続き保安社会医療司法センターに留置し、危険性を除去するための治療を行う措置。

を与えることができる（刑訴法706-53-22）。

カ 電子監視付居住指定（刑訴法137，同142-5，同723-30，763-3）

電子監視付居住指定は，司法監督に付された未決の予審対象者が，司法監督の義務履行が不十分な場合，対象者の監視を強化するため，電子監視を付加して，その居所又は指定された場所に一定期間滞在することを義務付けるものである。被疑事実が7年以上の拘禁刑が科せられSSJが付加される罪の容疑である場合，電子監視は，移動式（携帯型）電子監視（PSEM）で行われる（刑訴法137，同142-5）。また，保安監視の義務事項の一つとして，移動式（携帯型）電子監視（PSEM）付き居住指定を課すこともできる（刑訴法723-30）。

（3）移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の実施要領⁴³

ア 位置情報の確認の装置等（刑訴法R61-22）

対象者は，措置された期間，国内のどこにいても位置情報が確認できる発信機を身に付けなければならない（刑訴法763-12，同R61-22）。対象者は，電子ブレスレット（固定式電子監視（PSE）の場合と同一仕様）を足首に装着する。同時に，携帯式追跡装置（ブレスレットの発信する個人識別信号及び位置情報特定のための人工衛星信号を受信し，それを携帯電話回線を通じて監視センター（業者に委託）に転送する装置。130ミリメートル×70ミリメートル×48ミリメートル，333グラム。右写真参照）をベルトに吊り下げるなどして携行する。

携帯式追跡装置



追跡装置は，GPS（全地球測位システム）により対象者の位置を特定し，GPS信号の受信トラブル等で衛星測位が機能しないときは，GMS（携帯電話通信信号）を利用した測位システムによって位置を特定し，監視センターに位置情報を転送する。追跡装置は1回の充電で48時間作動するが，充電には3時間かかる。また，中央監視センター（地方行刑管内）は，追跡装置のメッセージ伝達機能により，対象者と連絡を取ることができる。

さらに，このシステムでは，自宅や勤務先等に固定式受信機を取り付け，携帯受信機の電波を監視センターに伝達することにより，在宅状況や勤務状況もより確実に把握できる。

電子ブレスレットが，携帯式追跡装置から2～3メートル離れたことを監視センターが確認すると，監視センターは直ちに警報を中央監視センターに発報し，中央監視センターは直ちに対象者に連絡を取り，違反の有無を確認するという手順が取られる。

イ 区域及びタイムスケジュールの指定

対象者には，①許可又は指定区域（les zones d'inclusion ou d'assignation），②立入禁止区域（les zones d'exclusion），③緩衝区域（les zones tampon）が指定される（刑訴法R61-25，同R61-12）。

①は，自宅や勤務地等，指定時間に滞在していなければならない区域，②は，被害者宅や学校等指定時間以外接近できない区域，③は，①・②の周辺区域であり，それぞれの区域に該当する場所と所在してよい時間が設定される。指定時間に①に所在が確認できない又は①か

43 「2008年1月28日付け通達」及び行刑局「判決後の移動式（携帯型）電子監視（PSEM）措置の適用に関する法律ガイドブック」による。

ら離れた場合、及び②、③に接近した場合は警報が発報されるが、警報が発せられるそれぞれの区域からの距離や猶予時間（特に指定されない場合は10分）等も設定される。

前記の実施要領は、刑罰適用判事によって決定されるが、決定に当たり、同判事は、社会復帰・保護観察所に対象者の環境調査と移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の作動状況の調査を命じる。すなわち、対象者の居住環境、家族及び地域環境、職業状況、被害者宅への距離や被害者の状況等が調査され、対象者を受け入れる場所の所有者にも許可を取ることになっている（刑訴法R61-23）。また、区域とタイムスケジュール等、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）に関する実施要領は、措置決定時と同様の手続を経て、修正が可能である（刑訴法723-34、同763-3、同763-11、同R61-31）。刑罰適用判事は、区域指定、滞在時間、監視時間等の措置条件を決定し、対象者に告知するが、これらの措置条件は、共和国検事又は本人の請求により、変更、補完、修正ができ、刑罰適用判事が判断する（刑訴法763-11）。

ウ 監視実務（刑訴法R61-23～同R61-26）

対象者への機器の着脱は行刑局職員が担当し、機器の管理及び固定式機器の設置、モニタリングは業者委託されている（刑訴法R61-27）。

措置条件の遵守状況の確認は、移動式（携帯型）電子監視による確認のほか、社会復帰・保護観察部門職員が、電話、訪問、召喚等の方法で行う（刑訴法R61-28）。

措置終了となった場合、対象者は社会復帰・保護観察所に召喚され、担当職員が機器を外し、管轄の中央監視センターに返納する。

エ 違反時の対応

移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の付加の拒否、禁止事項ないし義務事項の不遵守、遵守事項、実施要領修正拒否、機器の損傷、追跡装置充電のけ怠、再犯等の違反は、措置取消の対象となる。

区域違反、機器の不具合等で、警報が作動し続けた場合、中央監視センター職員は直ちに刑罰適用判事（緊急時は共和国検事）に事故内容とセンターが行った事故対応の内容を報告する。事故が終結するまで中央監視センターは事故対応を行い、対応状況を記録し、保管する。事故終結は、中央監視センターが確認する。

対象者が再犯に及んだ場合は、警察が捜査し、対象者を管轄している中央監視センターに連絡する。違反があった場合、中央監視センターから直接警察に連絡を取ることもあり、実際はこの場合が多い。警察が介入した場合、身柄拘束が必要な時は、刑罰適用判事か共和国検事が勾引状を発付する。

違反があった場合、その状況に応じて、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の各適用の法的枠組みの中で、相応の措置が執られる。

次頁の 2-3-1 表は、移動式電子監視制度に関する以上の説明をまとめたものである。

2-3-1表 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）制度の概要

項目	社会司法追跡調査（SSJ）	仮釈放	司法監視	保安監視
根拠	刑法131-36-1	刑訴法731-1, D539	刑訴法723-29	刑訴法706-53-19
適用範囲	SSJ対象者で次のいずれかを満たす者 ・7年以上の拘禁刑 ・新たに5年以上の重罪又は軽罪を犯した再犯者 ・配偶者等又は子への暴力・脅迫で5年以上の拘禁刑	仮釈放対象者で、次のいずれかを満たす者 ・SSJ対象犯罪で7年以上の拘禁刑 ・配偶者又は子への暴力・脅迫で5年以上の拘禁刑	司法監視対象者に、次のいずれかにより措置 ・義務事項の一つとして措置 ・義務事項違反者への新たな義務事項として措置	保安監視対象者
要件	医学鑑定（危険性の証明）、再犯防止に不可欠との判断、本人の同意（いずれも充足すること）			
宣告	・有罪宣告時に判決裁判所が命令 ・SSJの義務事項として刑罰適用判事が命令 ・SSJの実施中に刑罰適用判事が命令	・開始時 ・実施途中	・開始時（判決裁判所による命令） ・実施途中（刑罰適用判事が命令）	・保安留置終了後 ・SSJ又は司法監視終了後
選定手続	危険性審査後、対審弁論を経て決定	危険性審査後、対審弁論を経て決定	対審弁論を経て判決裁判所が決定	刑罰適用判事が委員会の意見を受けて適否を判断し、措置の決定は地方保安監視裁判所が行う。
学際的保安処分委員会意見	任意	任意	任意	義務的
対象者の義務	発信機の装着、機器の管理、義務事項の遵守（付加されている場合）			
措置期間	上限2年	仮釈放期間内上限2年	刑の減軽期間内上限2年	上限2年
期間更新	軽罪1回、重罪2回可	仮釈放適用期間内で軽罪1回、重罪2回可	刑の減軽期間内で、軽罪1回、重罪2回可	更新回数に制限はない。
違反要件	措置付加拒否、機器未装着、充電怠、遵守事項不遵守、再犯			
違反時の措置	措置が取り消され、収監されることがある（収監期間上限：軽罪3年、重罪7年）。	仮釈放が取り消され収監されることがある。	司法監視措置の一部又は全部が取り消され、執行未了の刑の減軽された期間、収監されることがある。	保安社会医療司法センターに3月を超えない範囲で留置させることができる。

注 1 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）は、このほかに、「保安留置対象者の外出」及び「電子監視付居住指定」の適用が可能である。
 2 「SSJ」とは、社会司法追跡調査（suivi socio-judiciaire）のことである。

（3）運用実績

2006年の移動式（携帯型）電子監視（PSEM）制度開始後、2010年11月10日現在までに累計で92件（仮釈放17件、司法監視75件）に適用され、同日現在44件（仮釈放4件、司法監視40件）で移動式（携帯型）電子監視（PSEM）が実施されていた。制度開始後2010年11月10日現在までの不良措置を見ると、措置取消し17人（仮釈放1人、司法監視16人）、措置一部取消しは7人（仮釈放1人、司法監視6人）であった。

未決の予審対象者の電子監視付居住指定については、2009年の制度開始後2010年11月10日現在まで10件に適用されており、同日現在9件が移動式（携帯型）電子監視（PSEM）を実施中であった。

会見した行刑局担当者によると、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）については、実施条件が厳しいこと、手続も困難なこと等から（実際には、通常1年以上かけて対象者に説明し、合意を得る状況になるという。）、件数の伸びは少ないとのことだった。しかしながら、措置の適用を拒否した人は、これまで1人のみだったとのことである。

移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の平均使用期間は18か月である。

実施コストは、刑務所収容コストが、1日一人当たり75ユーロ（約9,000円、1ユーロ＝121円の場合）に対し、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）は30ユーロ（約3,600円）であり、拘禁コストよりは低い。なお、措置に伴う本人の費用負担はない。

4 実施効果の評価等

前記のとおり固定式電子監視（PSE）については相当な実施実績があり、行刑施設の収容コスト削減面では大きな効果を上げていと推察される。一方、再犯防止効果に関する実証的な研究は、以下に見るように対象者の属性等に関する記述的な調査報告が中心であり、どのような対象者に固定式電子監視の措置が執られ、どの程度の再犯状況にあるかは明らかにされているが、条件を厳密に統制した上で電子監視機器利用による再犯抑止等の効果を他の措置などと比較・検証した研究は確認できなかった。

（１）実務家等関係者の所感

現地調査期間中の実務者や裁判官との面談では、「電子監視に付すだけでは再犯防止としては機能しない。就労支援や薬物乱用に対する指導など他の一般的な施策と組み合わせることで、処遇効果が期待できる。」との意見が多く見られた。

また、会見した裁判官の一人は、「本人の意思さえあればいくらでも禁止区域に入ることができるのだから、心理的規制も弱い。都会だと、学校、プール等細かく区域指定すると、1日中警報が発せられる事態が生じ、監督要件を技術的に確保することが困難になる。」との意見を述べていた。

（２）固定式電子監視（PSE）対象者の再犯状況等調査⁴⁴

本調査は、2000年12月1日から2003年7月1日までの間に固定式電子監視（PSE）措置終了となった580人（うち有効調査人員492人、同期間の措置対象者の90%に当たる。）について、拘禁施設釈放後5年間の再犯状況（有罪判決が確定したものをいう、以下この章において同じ。）について調査したものである。再犯者の再犯による科刑状況は、**2-4-1表**のとおりであり、対象者のうち、204人（41.5%）に再犯が見られた。

2-4-1表 再犯に対する科刑状況

刑 種	人員	調査対象者に 占める比率(%)
調査対象者	492	100.0
再犯者	204	41.5
拘禁刑	112	22.8
保護観察付執行猶予, 公益奉仕労働及び保護観察付執行猶予, 公益奉仕労働	39	7.9
保護観察付執行猶予, 単純執行猶予	10	2.0
刑免除, 刑停止, 没収, 取消し, 日数罰金, 罰金	43	8.7

44 ‘La récidive des premiers placés sous surveillance électronique’, Cahiers d’études pénitentiaires et criminologiques mars 2010-n°33

ア 前科数別再犯率

2-4-2表は、固定式電子監視（PSE）措置以前の前科数別にその再犯率を見たものである。前科数が多い者ほど再犯率が高い傾向が認められる。

2-4-2表 前科数別再犯率

前科数	人員	再犯で拘禁された者の比率(%)	再犯で何らかの刑に処せられた者の比率(%)
総数	492	23	42
なし	181	12	27
1犯	117	15	36
2犯	69	25	58
3犯	40	43	55
4犯以上	85	45	60

注 比率は、各前科数区分別人員に対する再犯者の比率である。

イ 罪名との関係

調査対象者の罪名では、窃盗（111人、23%）、暴行（97人、20%）、薬物犯罪（78人、16%）の順で多いが、これらの者の再犯率も同じ順で高く、それぞれ、55%、50%、44%であった。

ウ 年齢・教育程度・就労状況との関係

年齢層、教育程度及び就労状況別の再犯率は、それぞれ2-4-3表、次頁の2-4-4表及び2-4-5表のとおりである。年齢が若く、教育程度が低く、無職の者の方が再犯率が高い傾向が認められる。

2-4-3表 年齢層別再犯率

年齢	人員	再犯で拘禁された者の比率(%)	再犯で何らかの刑に処せられた者の比率(%)
総数	492	23	42
30歳未満	238	32	53
30-49歳	210	16	35
50歳以上	44	5	14

注 比率は、各年齢区分別人員に対する再犯者の比率である。

2-4-4表 教育程度別再犯率

教育程度	人員	再犯で拘禁された者の比率(%)	再犯で何らかの刑に処せられた者の比率(%)
総数	492	23	42
初等教育	83	29	46
中等教育	317	23	45
Bac又は高等教育	60	5	20
不詳	32	31	38

注 1 比率は、各教育程度区分別人員に対する再犯者の比率である。
2 「Bac」は中等教育最終学年時に行われる大学入学資格試験である。

2-4-5表 就労状況別再犯率

就労状況	人員	再犯で拘禁された者の比率(%)	再犯で何らかの刑に処せられた者の比率(%)
総数	492	23	42
有職	317	18	38
無職	175	31	47

注 比率は、各就労状況区分別人員に対する再犯者の比率である。

エ 他の拘禁刑代替措置対象者の再犯状況との比較

2-4-6表は、固定式電子監視（PSE）対象者と同措置を受けていない犯罪者の再犯状況を比較するため、ノール県において1996年に拘禁施設から釈放された者と拘禁刑の代替措置（公益奉仕労働、保護観察付執行猶予、公益奉仕労働付執行猶予、単純執行猶予のいずれかの措置）を受けた者合わせて5,234人と本調査対象者（2000年12月1日から2003年7月1日までにPSEを措置された492人）の釈放後5年以内の再犯率を比較したものである。

2-4-6表 刑種別再犯率（年齢・犯罪歴による標準化の有無による比較）

刑種	人員	拘禁		全刑罰	
		標準化なし(%)	標準化あり(%)	標準化なし(%)	標準化あり(%)
拘禁刑(1)	1,016	61	61	72	72
公益奉仕労働付執行猶予(1)	401	41	49	59	65
公益奉仕労働(1)	163	34	31	58	48
保護観察付執行猶予(1)	775	32	53	52	68
固定式電子監視(PSE)(2)	492	23	35	42	54
単純執行猶予(1)	2,879	19	41	39	63

注 1 (1)は、1996年青罪又は社会内処遇刑対象者の釈放後5年間追跡調査（ノール県）による。
2 (2)は、2000年12月1日から2003年7月1日までの固定式電子監視（PSE）対象者の措置後5年間追跡調査による。

再犯率は、本件の罪名、釈放時年齢、犯罪歴に影響を受けるため、前頁の表では、対象者のそれらの属性のうち年齢と犯罪歴の重み付けを行い標準化したデータと重み付けによる標準化がなされていないデータの双方が提示されている⁴⁵。固定式電子監視（PSE）対象者の標準化された再犯率は、公益奉仕労働を措置された者よりも高いものの、その他の措置を受けた者の標準化された再犯率より低い。

（3）固定式電子監視（PSE）対象者の特性

「固定式電子監視（PSE）対象者の特性調査（行刑局）」⁴⁶は、2000年10月から2006年11月までに固定式電子監視（PSE）が措置され終了となった者2,680人（有効調査数2,644人、同期間の固定式電子監視（PSE）措置終了者の21%に当たる。）を対象に、拘禁刑の代替として固定式電子監視（PSE）を措置された者（2,404人。以下「拘禁刑代替」という。）と、残刑期の代替として同措置を受けた者（240人。以下「残刑期代替」という。）の、年齢、婚姻状況、罪名、遵守事項の内容、措置期間のトラブル数等に違いがあるかを比較し、次に、上記の調査対象期間に固定式電子監視（PSE）の対象となり、その措置期間が6か月以下の者（1,921人。以下「固定式電子監視（PSE）対象者」という。）と2002年に拘禁され、同年に釈放された収容期間6か月以下の者（21,111人。以下「拘禁対象者」という。）の属性及び罪名別の特性等を比較している。

ア 「拘禁刑代替」と「残刑期代替」の比較

本調査は、「拘禁刑代替」と「残刑期代替」2つのグループの属性を、性別、外国人比率、既婚率、扶養している子供の数、年齢、就労率、識字率について比較し、合わせて罪名を比較しているが、両グループに差異が見られたのは、既婚率、年齢、就労率、罪名であった（2-4-7表参照）。

2-4-7表 差異が見られた項目

項目	拘禁刑代替(%)	残刑期代替(%)
結婚／同棲	42.1	48.8
20歳未満	2.3	4.2
職業従事	63.6	53.7
上位5罪名	飲酒運転 傷害 薬物犯罪 加重窃盗 交通違反	薬物犯罪 傷害 加重窃盗 性的攻撃 飲酒運転

固定式電子監視（PSE）措置時に付加された遵守事項の内容を見ると、次頁の2-4-8表のとおりである。「拘禁刑代替」は就労率が高いため、就労に関する遵守事項は「職業活動を継続する。」ことを内容としたものが多いが、「残刑期代替」は、就労率が低いため、就労に就くための「教育・訓練」、「研修・一時雇用」を内容とする遵守事項が付加されることが多い。

45 各処分区分の対象者の年齢や犯罪歴の分布は大きく異なり、再犯状況にも影響している。ここでいう標準化率（重み付けによる再犯率）とは、各処分区分の対象者が刑務所出所者と同様な年齢及び犯罪歴を有するように調整した場合の再犯率の推計値である。

46 'Les caractéristiques socio-démographiques des personnes sous PSE (2000-2006)', Cahiers d'études pénitentiaires et criminologiques février 2008-n°21

2-4-8表 遵守事項の内訳

遵守事項	拘禁刑代替(%)	残刑期代替(%)
職業活動	78.8	63.4
教育・訓練	2.8	9.8
研修・一時的雇用	2.6	9.1
家庭生活への参加	4.8	5.9
治療	8.3	7.9
その他	2.7	3.9

注 遵守事項が一つのもののみ計上している。

次に、措置期間中の警報回数を比較したところ、「残刑期代替」の方が回数が多いものの、警報回数は、「拘禁刑代替」、「残刑期代替」両グループ間の差よりも、措置期間及び年齢の影響を受けやすく、警報回数は措置期間が長く、年齢が若いほど多くなっていた。

イ 「固定式電子監視（PSE）対象者」と「拘禁対象者」の比較

「固定式電子監視（PSE）対象者」と「拘禁対象者」2つのグループの属性・罪名比較は、2-4-9表のとおりである。

固定式電子監視（PSE）が適用された対象者の属性・罪名にどのような特徴があるか、上表の項目について「固定式電子監視（PSE）対象者」と「拘禁刑対象者」を多変量解析⁴⁷を用いて比較したところ、次のような結果を得た。

- ・職業従事者は失業者より適用率が4.1%高い。
- ・女性は男性より適用率が2.9%高い。
- ・固定式電子監視（PSE）の適用率が高い罪名は、麻薬に関する法律違反、飲酒運転及び性的攻撃である。

2-4-9表 「固定式電子監視（PSE）対象者」と「拘禁対象者」の属性・罪名

区 分	PSE	拘禁
総数（人）	1,921	2,111
属性(%)		
女子	5.3	3.3
フランス人	92.4	76.6
識字能力なし又は初等教育	18.0	50.1
就労	71.7	34.5
罪名(%)		
麻薬に関する法律違反	13.2	7.1
傷害・暴力	19.1	15.4
単純窃盗	6.4	14.8
加重窃盗	10.6	19.2
性的攻撃	4.4	1.5
詐欺	6.2	3.3
飲酒運転	22.4	10.4
飲酒運転以外の交通違反	6.6	5.3
強盗	2.3	4.6
その他	8.7	1.8

注 属性及び罪名区分は、総数に対する構成比である。

47 プロビットモデル（外生変数に条件付けられた事象の出現確率を知ることのできる単純な二分法モデル）の推定を行った。

5 今後の動向等

調査時に会見した行刑局職員による説明のとおり、2011年1月から、5年以下の刑で残刑期が4月以下の者に対し、ほぼ自動的に固定式電子監視（PSE）に付す制度が始まった。この施策に対しては刑務所収監人員の削減効果が期待されているとのことであった。また、対象者については、15年以上の禁錮刑への移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の適用や外国籍テロリストに対する固定式電子監視（PSE）の適用等が検討されているとのことであった。

おわりに

以上、フランスにおける位置情報確認制度について概観した。フランスの固定式電子監視（PSE）は実績を重ね、定着してきている観があるが、GPSを利用した衛星追跡型電子監視（移動式電子監視、PSEM）については、実務上の問題もあって実施件数は少なく、その効果についての実証的な研究もなされていない現状にある。

フランスの位置情報確認制度は、比較的犯罪性の低いと思われる者へのPSEと、重大事犯を犯した危険な犯罪者に対するPSEMの両方向の措置を伴った施策である。これは、犯罪や犯罪者の多様化に対し、「刑の個別化」を徹底することで最大の再犯防止効果を狙ったものと思われる。すなわち、比較的犯罪性の低い者は早期に社会内処遇に移行させて、社会復帰を促進し、危険な犯罪者には、釈放後も監視を続けるとともに、必要と思われる医療措置や社会復帰援助を同時に措置して、再犯防止と社会復帰を図るというものである。同国における位置情報確認制度については、「この制度の措置だけでは再犯防止には不十分で、これに伴う施策が重要である。」との見解が多く聞かれたが、フランスにおいて、本制度が今後どのように活用されていくか、注目される場所である。

調査の実施に際しては、南山大学末道康之教授には、大変懇切に様々な御教示を頂戴した。御協力に対し深く感謝申し上げる次第である。

引用・参考文献

- Aebi, M. F. & Delgrande N. (2011a) *Council of Europe Annual Penal Statistics: SPACE I Survey 2009*. Council of Europe.
- Aebi, M. F., Delgrande N., & Marguet Y. (2011b) *Council of Europe Annual Penal Statistics: SPACE II Non-Custodial Sanctions and Measures Served in 2009*. Council of Europe.
- 網野光明(2006)「フランスにおける再犯防止策:性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心に」, レファレンス, No. 667(2006. 8), 2-52. 国立国会図書館
- 網野光明(2007a)「フランスにおける選択刑制度:拘禁刑の代替刑としての公益奉仕労働・日数罰金刑等」, レファレンス, No. 676(2007. 5), 75-94. 国立国会図書館
- 網野光明(2007b)「自由刑終了後の犯罪者の監視:フランスの最近の再犯防止策」, 犯罪と非行, No. 153, 135-155.
- Benaouda, A., Kensey, A., Lévy, R., (2010) La récidive des premiers placés sous surveillance électronique, *Cahiers d'études pénitentiaires et criminologiques*. mars 2010-n°33.
- Direction de L'administration pénitentiaire (2007) *Le service pénitentiaire d'insertion et de probation 2006*. Direction de L'administration pénitentiaire.
- 法務総合研究所(2008)『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』, 法務総合研究所 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html)
- 法務省(2007a)「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第8回会議議事録」, 法務省 (<http://www.moj.go.jp/content/000003782.pdf>)
- 法務省(2007b)「フランスにおける拘禁刑代替措置について」(法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第8回会議参考資料), 法務省 (<http://www.moj.go.jp/content/000003783.pdf>)
- Kensey, A. (2003) Implementation of electronic surveillance in France : A quantitative analysis. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 93-104.) Max-Planck-Institute.
- Kensey, A. & Narcy, M. (2008) Les caractéristiques socio-démographiques des personnes sous P S E (2000-2006) *Cahiers d'études* février 2008-n°21.
- 北村 滋(1994)「フランスの警察」, 警察学論集, 48(5), 1-24.
- Lévy, R., Tournier, P.V., Pitoun, A., & Kensey, A. (2003) Electronic monitoring : Assessment of the experimental phase. *Penal Issues*, 6-9.
- Ministère de la Justice (2008) *L'administration pénitentiaire en France 2007*. Ministère de la Justice.
- Ministère de la Justice et des Libertés (2010) *Annuaire statistique de la justice Édition 2009-2010*. Ministère de la Justice et des Libertés.
- Ministère de la Justice et des Libertés (n.d.) Les acteurs de la justice pénale 2008., (<http://www.justice.gouv.fr/justice-penale-11330/les-acteurs-de-la-justice-penale-11339/les-acteurs-de-la-justice-penale-16425.html>)

- Ministère de la Justice et des Libertés (n. d.) Bracelet électronique, Ministère de la Justice et des Libertés.
- Ministère de la Justice et des Libertés (n. d.) Guide juridique du placement sous surveillance électronique mobile postsentenciel (2010) Ministère de la Justice et des Libertés.
- 水谷規男(2005)「未決拘禁の代替処分」(刑事立法研究会(編)『代用監獄・拘置所改革のゆくえ:監獄法改正をめぐる』, 第4章(pp. 90-112.)
- 中田 静(2006)「フランス刑事司法における電子監視」, 近畿大学法学, 53(3・4), 34-38.
- Pitoun A. (2003) Electronic monitoring in France: An appraisal of the early phase of implementation. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 105-114.) Max-Planck-Institute.
- 司法制度改革審議会(1999)「諸外国の司法制度概要(2):フランス共和国の司法制度」(第5回議事録配布資料)(<http://kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-2>)
- 白取祐司(2009)「比較法4:フランス共和国」(福井厚(編)『未決拘禁改革の課題と展望』, pp. 329-343.), 日本評論社
- 末道康之(2006)「再犯者処遇に関するフランスの新動向:再犯者処遇に関する2005年12月12日法を中心に」, 南山法学, 30(1), 93-127.
- 末道康之(2007)「フランスの再犯者処遇法について」, 南山大学ヨーロッパ研究センター報, 第13号, 1-19.
- 末道康之(2010)「フランスの保安処分をめぐる」, 南山法学, 第33巻3・4号, 248-250.
- Tournier, P.V. (2003) Real alternatives versus virtual alternatives: On the theory of net-widening applied to electronic monitoring in France. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 177-185.) Max-Planck-Institute.
- Wennerberg, I. & Pinto, S. (2009) 6th European Electronic Monitoring Conference: Analysis of Questionnaires. (http://www.cepprobation.org/uploaded_files/EM2009%20Questionnaire%20summary.pdf)

<関連インターネットサイト(仏文又は英文)>

フランス首相府法令検索サイト(Legifrance):

<http://www.legifrance.gouv.fr/>

フランス司法省(Ministère de la Justice et des Libertés):

<http://www.justice.gouv.fr/>

欧州委員会統計局(European Commission Eurostat):

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/eurostat/home/>

欧州評議会刑罰統計(Council of Europe Annual Penal Statistics (SPACE)):

<http://www3.unil.ch/wpmu/space/>

プロベーション欧州機構(CEP, The European Organization for Probation):

<http://www.cepprobation.org/>